

マイカーサーチ Plus 利用規約

マイカーサーチ Plus 利用規約（以下、「MSP 規約」といいます）は、T-Connect 利用規約に付随して、T-Connect の有料オプションサービスとしてトヨタコネクティッド株式会社（以下、「TC」といいます）が提供する「マイカーサーチ Plus」の利用に関する決まりを定めるものです。

第1条 （定義）

MSP 規約において使用する以下の用語は、次の各号に定める意味を有するものとします。なお、MSP 規約において特に定義がされていない用語は、T-Connect 利用規約において定義された用語（例、T-Connect、TMC、販売店、車載機、情報通信端末、DCM、通信機など）と同じ意味を有するものとし、MSP（本条第2号）に関し別途 TC の定める諸規定（以下、「MSP 諸規定」といいます）が存在する場合は、MSP 諸規定は、MSP 規約と一体となり、その一部を構成するものとします。ただし、MSP 規約と MSP 諸規定の内容が異なる場合には、MSP 諸規定が優先します。

- (1) **マイカーサーチ Plus**：MSP 規約に基づき、日本国内において、MSP 契約者（本条第4号）に対して T-Connect の有料オプションサービスとして提供される、トヨタブランドの自動車向けセキュリティサービスをいいます。
- (2) **MSP**：マイカーサーチ Plus の略称です。
- (3) **MSP 申込者**：MSP の利用を申込む者をいいます。
- (4) **MSP 契約者**：MSP 規約に基づき、MSP の利用に関し、TC との間で契約が成立した個人または法人をいいます。
- (5) **MSP 利用契約**：MSP 規約に基づき、TC および MSP 契約者との間で成立する MSP の利用に関する契約をいいます。
- (6) **MSP 利用車両**：MSP 契約者が所有・利用等する車両のうち、MSP 利用契約に基づき、MSP を利用できる車両をいいます。
- (7) **MSP 利用料**：MSP の提供にかかる対価・料金をいいます。
- (8) **位置情報**：車載機および DCM よりセンター（次号）に対して情報を送信した時点における MSP 利用車両のおおよその所在場所の情報をいいます。
- (9) **センター**：T-Connect を運営・提供するために、TC が管理し、運用し、または保有するシステムおよび運営組織をいいます。
- (10) **盗難発生警報装置**：MSP 利用車両に搭載される機器であり、MSP 利用車両に盗難が発生した場合、または盗難発生の蓋然性を有する事象が発生した場合、音または音および灯光等により、MSP 利用車両の車外へ警報を発すると共に、車載機および DCM に対して、盗難発生または盗難発生の可能性に関する警報信号を送る装置をいいます。

第2条 (規約の適用)

1. T-Connect 利用規約および MSP 規約は、TC と MSP 契約者および MSP 申込者との間における、MSP の利用に関わる一切の關係に適用されます。
2. MSP 規約に定めがない事項については、T-Connect 利用規約の各条項 (T-Connect 利用規約 4 条 1 号、5 条、7 条から 13 条まで、15 条、16 条、18 条から 21 条まで、24 条から 26 条までを含みますがこれらに限られません) が直接適用されます。
3. MSP 規約の内容と、T-Connect 利用規約の内容とが矛盾または抵触する場合は、MSP 規約の規定が優先して適用されます。

第3条 (MSP 利用契約)

1. MSP 利用契約は、MSP 利用車両 1 台ごとに、TC および MSP 契約者 (個人 1 名または法人 1 社) との間で成立するものとし、MSP 利用契約に関する一切の手続きは、TC および MSP 契約者の間で行われるものとし、MSP 申込者は、MSP 規約の各条項を承諾のうえ、TC 所定の申込方法により、MSP を申込みのものとします。
2. MSP 申込者は、MSP 規約の各条項を承諾のうえ、TC 所定の申込方法により、MSP を申込みのものとします。
3. 前項に基づく MSP の申込みは、MSP の利用ができる車種を所有・利用等した上で、T-Connect の申込みと同時または T-Connect 利用契約が成立している場合に限り、行うことができます。なお、MSP の利用ができる車種は、こちら (<https://toyota.jp/videtutorial/>) で確認できます。

第4条 (MSP 利用契約の成立)

1. MSP 利用契約は、前条第 2 項の申込みが TC に到達した後、TC が当該申込みを承諾したときに成立するものとし、MSP 申込者は、MSP 規約の各条項を承諾のうえ、TC 所定の申込方法により、MSP を申込みのものとします。
2. 前項の TC による承諾は、MSP 申込者が MSP を利用できるようになったときに TC がこれをなしたものとみなします。

第5条 (MSP の内容)

1. MSP には以下のサービスが含まれますが、サービスの範囲・内容は、MSP 利用車両、車載機および DCM の有無や種類ならびに MSP 契約者の契約形態により異なります。詳細は、こちら (<https://toyota.jp/videtutorial/>) で確認できます。
 - ・ エンジン始動通知
MSP 契約者があらかじめ TC 所定の方法で「エンジン始動 (ACC-ON) 通知」の設定を行った MSP 利用車両が、エンジン始動 (ACC-ON) 状態で、かつ車載機および DCM からセンターに対して位置情報が送信され、センターが同情報を受信した場合、センターは、MSP 契約者が事前指定したメールアドレス宛てに、エンジン始動 (ACC-ON) 状態になったことをお知らせするメールを送信します。

- ・ アラーム通知
盗難発生警報装置の作動により、車載機および DCM が警報信号を感知し、センターに警報信号が送信された場合、TC は、MSP 契約者があらかじめ TC 所定の方法で設定・登録した連絡方法および連絡先に基づき、MSP 契約者に対して、車載機および DCM が警報信号を送信している事実を連絡します。
 - ・ 車両の位置追跡
 - (i) MSP 契約者が TC 所定の方法で「車両位置の確認」に関する設定を行った場合、TC が MSP 契約者向けに開設するウェブの地図上に MSP 利用車両の位置情報履歴を表示します。
 - (ii) 車両の位置追跡のうち車両の位置情報をメールで通知する機能は、MSP 契約者が登録したサポートアドレスにあてて、約 10 分ごとに車両位置情報メールを送信します。なお、最初のメールを送信した時から約 24 時間を経過すると、自動的にメール通知設定が解除されます。
 - ・ リモートイモビライザー
 - (i) TC は、リモートイモビライザー対応機器を接続した MSP 利用車両について、MSP 契約者から TC 所定の方法で設定の要請があった場合は、センターからイモビライザーの設定信号を車載機および DCM に送信することにより、車載機および DCM が同設定信号を受信した後、MSP 利用車両のエンジン始動 (ACC-ON) を行えない状態 (以下、「リモートイモビライザー設定中」といいます) にします。なお、MSP 利用車両のエンジンがかかった状態で車載機および DCM が前記設定信号を受信した場合、MSP 利用車両のエンジンが停止した後、MSP 利用車両ごとに定める条件を満たした場合にエンジンの再始動ができない状態となります。
 - (ii) リモートイモビライザー設定中に、MSP 契約者から TC 所定の方法で、リモートイモビライザー解除の要請があった場合は、センターからリモートイモビライザーの解除信号を車載機および DCM に送信し、車載機および DCM が同解除信号を受信することにより、MSP 利用車両のエンジン始動 (ACC-ON) を行える状態にします。
 - ・ 警備員の派遣
詳細は第 7 条を参照ください。
2. メールを利用する MSP については、TC 所定の方法を用いて、TC 所定の回数メールを送信した結果、不達の場合にはメールの送信を停止することがあります。
 3. 本条第 1 項に規定する「リモートイモビライザー」と「警備員の派遣」は、MSP 利用車両が盗難されたと MSP 契約者が判断し、同盗難について、警察に被害届を提出いただくことを条件としてサービスを提供します。
 4. TC は、車載機および DCM の通信・位置情報システムを利用して、日本国内において MSP を提供します。
 5. TC は、次のいずれかに該当する場合には MSP を提供することができません。

- ① DCM の通信機能が利用できない場合（たとえば、MSP 利用車両の DCM を Wi-Fi 設定していた場合において、Wi-Fi 受信範囲から外れたために通信が利用できない場合を含みますが、これに限られません）
 - ② 警備員の派遣において、山間部、離島、高速道路上、その他警備会社が対応できない地域に MSP 利用車両が存在する場合
 - ③ TC 所定の方法でメール送信ができない場合
6. TC は、プライバシー保護およびセキュリティ管理のため、MSP の利用にあたって T-Connect の申込み時に付与された ID およびパスワード、または MSP 契約者本人を特定できる情報をもって、MSP を利用しようとする者が MSP 契約者本人であることを確認できない場合は、MSP を提供できません。ただし、MSP を提供しないことで MSP 契約者の利益を著しく損なうおそれがあると TC が判断した場合はこの限りではありません。

第6条 （MSP の利用）

1. MSP は、MSP 契約者が利用できます。
2. MSP は、MSP 契約者が MSP 利用車両を所有・利用等した上で、T-Connect 利用契約が成立している場合に限り利用できます。
3. 情報通信端末の通信にて MSP を利用する場合、MSP の利用にかかる通信費は MSP 契約者の負担とします。
4. MSP は、電話での対応に限り、FAX、その他の手段による対応は行っておりません。
5. TC は、MSP 契約者による、オペレーターの指名には対応しておりません。
6. TC は、遅滞なく MSP を提供できるよう努力しますが、問い合わせの集中や問い合わせの内容等により、サービスの提供が遅れる場合があります。
7. MSP 契約者は、法令または公序良俗に反して MSP を利用することはできません。

第7条 （警備員の派遣）

1. TC は、MSP 契約者から警備員の派遣要請を受けた場合には、TC 所定の警備会社の警備員を車載機および DCM から送信される位置情報のおおよその位置に派遣させ、次の業務を行います。
 - ① 警備員は、TC の指示に基づき派遣した位置付近を巡回し、MSP 利用車両の発見に努めます。巡回時間は、原則として、警備員が巡回のために出勤してから 1 時間とし、同巡回に要する費用は無料とします。
 - ② MSP 契約者が TC 所定の方法によって 1 時間を超える巡回を要請した場合、TC は、警備員に対して、さらに、MSP 契約者が指定する時間内の巡回を行わせるものとします。1 時間を超える巡回については別途費用が発生し、MSP 契約者がその支払義務を負います。
 - ③ MSP 契約者は、警備員の巡回に際し、TC の要請があった場合、巡回に同行するなど協力するものとします。
 - ④ MSP 契約者が巡回に同行する際に要する費用については、MSP 契約者の自己負担とします。

- ⑤ MSP 契約者による巡回の同行については、MSP 契約者の責任に基づいて実施されるものです。
 - ⑥ TC は、MSP 契約者に対して、本項①②の巡回の結果（MSP 利用車両を発見できた場合はその旨、巡回時間内で発見できなかった場合はその旨）を電話など TC 所定の連絡方法にて通知します。
2. 前項①②の業務範囲は、原則として、警備員が公道上から目視できる範囲とし、第三者の占有・管理に属するために任意に入場できない範囲、警備員に危険が生じる可能性があるとして TC が判断した範囲およびその他通常の巡回が不可能な範囲を除くものとします。
 3. 本条第 1 項①②の業務における TC の契約上の義務は、本条第 1 項⑥の通知をもって一切完了するものとします。ただし、本条第 1 項⑥の業務において、理由の如何を問わず、TC 所定の方法による MSP 契約者に対する連絡が奏功しない場合は、TC が MSP 契約者に対して連絡を試みた時点をもって TC の契約上の義務は終了するものとします。
 4. 警備員の派遣業務は、TC が、MSP 利用車両の捜索を行うのみであり、発見した MSP 利用車両を警備するものではありません。
 5. 本条各項の規定にかかわらず、次の場合は警備員の派遣業務の対象外とします。
 - a) 車載機および DCM から送信される位置情報の検索が不可能な場合
 - b) TC が、車載機および DCM から送信される位置情報に基づき、対象車両の停車時間が 10 分未満であると判断する場合
 - c) 5 条 5 項各号に該当する場合
 - d) MSP 契約者が同一事象について繰り返し警備員の派遣を要請していると TC が判断する場合

第8条 （警備会社の関連会社への委託）

MSP の提供において、MSP 利用車両の所在位置が、警備会社の関連会社（以下、「警備関連会社」といいます）が管轄する地域である場合には、TC は、TC および警備会社の責任で、その対応業務を当該警備関連会社に委託することができるものとします。

第9条 （MSP 規約の改訂および周知）

1. TC は、個別に MSP 契約者と合意することなく、MSP 規約を改訂（MSP 規約を補充する諸規定の追加を含みます）することができるものとします。この場合、MSP 契約者に対し、MSP 規約を変更する旨および変更後の MSP 規約の内容ならびにその効力発生時期を、事前に周知するものとします。
2. 前項の周知は、当該効力発生時期の 7 日前までに、T-Connect のウェブサイト（<https://toyota.jp/tconnectservice/tcterms/>）に掲載することにより行うものとします。

第10条 (免責)

1. 警備員の派遣 (MSP 規約第 7 条) に規定する巡回同行は、MSP 契約者の責任に基づいて実施されるものであり、同行中に生じる事故等について、警備会社、警備関連会社および警備員ならびに TC は、MSP 契約者に対して何らの責任も負いません。
2. 警備員の派遣 (MSP 規約第 7 条) に規定する警備員の派遣業務において、MSP 利用車両が発見できない場合、MSP 利用車両が毀損した場合等について、TC は MSP 契約者に損害、損失等が発生した場合であっても一切の責任を負いません。
3. TC は、MSP の変更・終了 (T-Connect 利用規約第 7 条) または MSP の提供の一時的な中断 (T-Connect 利用規約第 9 条) に基づき、MSP を変更もしくは終了する場合または MSP の提供を一時的に中断する場合、MSP 契約者に対し、一切の責任を負いません。
4. TC は、MSP の内容に関し、その正確性、完全性、有用性、非侵害性その他 (盗難時の発見保証を含みます) について、明示的にも、黙示的にも一切保証しておらず、MSP の利用に関し、MSP 契約者に損害、損失等が発生した場合であっても一切の責任を負いません。万が一、TC が、MSP 契約者の被った損害について責任を負う場合、その賠償額は、MSP 契約者のうちマイカーSecurity の契約者の被った損害については、T-Connect 利用規約第 10 条 2 項の定めによるものとし、マイカーサーチ Plus 契約者の被った損害については、MSP 利用料 (警備員派遣費用を除く) の 1 年分相当額を上限とするものとし、TC に故意または重大な過失がある場合を除きます。
5. TC は、次の各号のいずれかに該当する場合、MSP 契約者が MSP の全部または一部を利用できないことにより MSP 契約者または第三者に損害・損失等が発生した場合であっても、一切の責任を負いません。
 - (1) MSP 契約者の届出内容に誤りのある場合または MSP 契約者が変更の届出 (T-Connect 利用規約第 21 条) を怠っている場合
 - (2) 車載機、通信機その他周辺機器に故障、損壊、不具合等があり正常に作動しない場合
 - (3) 車載機、通信機その他周辺機器を正しく設置しない等、取扱説明書等に記載されている事項を遵守しなかった場合
 - (4) MSP 利用車両搭載のバッテリーの電圧低下または車載機、通信機の電池切れ・電源が入っていない等電力が正常に供給されていない場合
 - (5) メールを利用する MSP について、TC 所定の方法を用いて、TC 所定の回数メールを送信した結果、不達だったため、メールの送信を停止した場合
 - (6) MSP 利用車両に取付けたトヨタ純正品以外の用品によって、MSP の一部機能が正しく作動しない場合
 - (7) 取次先事業者のサービスの故障、損壊、不具合、終了等による場合
 - (8) 取次先事業者の故意または過失による場合

第11条 (お問い合わせ先)

MSP 規約および MSP に関するお問い合わせ先は以下のとおりです。

【T-Connect サポートセンター】

TEL : 0800-500-6200 受付時間 : 9:00~18:00 (年中無休)

第12条 (MSP 利用料の支払い)

1. MSP 契約者は、MSP 利用契約に基づき、別表のとおり、TC に対し、MSP 利用料を支払うものとします。また、MSP 契約者は、MSP の利用に関し賦課される消費税その他の税を負担するものとします。
2. MSP 契約者は、MSP 利用車両、車載機および通信機の有無や種類ならびに T-Connect の契約形態によっては、MSP 利用料の支払区分として、年払いまたは月払いを選択することができます。
3. MSP 契約者は、次の各号に定める方法のうち、MSP 契約者が指定し TC が承認したいずれかの方法により、MSP 利用料を支払うものとします。なお、MSP 契約者とクレジットカード会社、収納代行会社または金融機関等との間で紛争が発生した場合、当該紛争は各々該当する当事者間で解決されるものとし、TC は、一切の責任を負いません。

(1)クレジットカードによる支払い

MSP 契約者は、TC が承認したクレジットカード会社の指定するクレジットカードにより、当該クレジットカード会社が定める条件に基づき支払うものとします。

TC は、当該クレジットカードの会員番号もしくは有効期限が更新もしくは変更された場合または MSP 契約者が当該クレジットカード資格を失った場合、当該クレジットカード会社から当該連絡を受けることがあります。この場合、MSP 契約者は、当該更新または変更がなされたクレジットカードにより継続して MSP 利用料を支払うことに予め同意するものとします。

(2)預金口座振替による支払い

MSP 契約者は、TC 所定の申込みをし、かつ TC がそれを承認した場合に限り、口座振替依頼書または自動払込利用申込書に記載された内容に従い、預金口座振替による支払いができるものとします。

(3)指定口座振込みによる支払い

MSP 契約者が法人である場合、MSP 契約者は、TC が MSP 契約者からの申込みを認めた場合に限り、TC の発行する請求書に記載された内容に従い、指定口座への現金振込みによる支払いができるものとします。

4. MSP 契約者は、TC 所定の手続きを行った場合、本条第 2 項の支払区分および前項の支払方法を変更することができます。

第13条 (MSP 利用契約の解約)

1. MSP 契約者は、MSP 利用契約の解約を希望する場合、TC 所定の手続きにより TC に届出るものとします。解約の効力は、TC に解約の届出が到達した時点で生じるものとします。この場合、TC

は、既に支払われた MSP 利用料の払戻しは一切行いません。

2. 前項に従い MSP 契約者が解約を届出た場合において、MSP 契約者が TC に対し債務を有する場合、MSP 契約者は、直ちにその全額を TC に支払うものとします。
3. MSP 契約者が、T-Connect 利用契約の解約を届出たときは、MSP 利用契約の解約も届出たものとみなします。

第14条 (解除事由)

1. TC は、MSP 申込者が次の各号のいずれかに該当する場合、MSP の申込みを承諾しないことがあります。また、申込みの承諾後であっても、MSP 契約者が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合、当該申込みの承諾を取消すことがあります。
 - (1) T-Connect に関連する諸契約の違反等により、過去に T-Connect に関連する契約を解除されたことがある場合
 - (2) TC が提供する各種サービスの契約違反等により、過去に TC との契約を解除されたことがある場合
 - (3) T-Connect に関連する利用開始の申込みに虚偽、誤記または記入漏れがあることが判明した場合
 - (4) 指定した預金口座、クレジットカードなどが無効である場合または収納代行会社、クレジットカード会社もしくは金融機関等により利用の停止もしくは制限の措置が取られていることが判明した場合
 - (5) MSP 利用料の支払いを怠っていることが判明した場合
 - (6) その他 TC が MSP 契約者として不適当と判断する場合
2. TC は、MSP 契約者が次の各号のいずれかに該当する場合、MSP 契約者に通知または催告することなく、MSP 利用契約を解除できるものとします。この場合、TC は既に支払われた MSP 利用料の払戻しは一切行いません。
 - (1) T-Connect 利用契約を解除された場合
 - (2) T-Connect に関連する契約事項につき虚偽の申告をした場合
 - (3) T-Connect または関連するサービスを不正に利用した場合
 - (4) T-Connect および関連するサービスの運営を妨害した場合
 - (5) MSP 利用料の支払いを遅滞した場合または拒否した場合
 - (6) T-Connect を 1 年以上利用していない場合
 - (7) MSP 規約に重大な違反があった場合
 - (8) 反社会的勢力の排除条項 (T-Connect 利用規約第 26 条) に違反する事実が判明した場合
 - (9) その他 TC が MSP 契約者として不適当と判断する相当な事情があった場合
3. 前二項に基づき MSP 利用契約が解除された場合において、MSP 契約者が TC に対し債務を有する場合、MSP 契約者は、直ちにその全額を TC に支払うものとします。

第15条 （その他の終了事由）

T-Connect エントリーまたは T-Connect スタンダードを契約している MSP 契約者の場合、当該契約が解約、解除、期間満了その他の事由により終了したときは、MSP 利用契約も同様の事由により終了するものとします。

第16条 （専属的合意管轄裁判所）

MSP 契約者と TC との間で紛争が生じた場合、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

（付則） 2020 年 12 月 10 日改訂

【別表：MSP 利用料および支払方法】

(1) MSP 利用料（消費税込み）

基本サービスプラン名称	MSP サービスプラン名称	通信方法	料金
T-Connect エントリー T-Connect スタンダード	マイカーサーチ Plus (注 1)	DCM 利用 (パケット使い放題) (注 3)	年払い 2,420 円/年 (注 4)
			月払い 220 円/月 (注 5)
T-Connect DCM パッケージ T-Connect DCM 単体 T-Connect DCM 単体/携帯接続 T-Connect for CROWN	マイカーSecurity (注 2)		T-Connect 利用規約別表 の基本利用料に含まれる

※TC に支払われた MSP 利用料は、理由のいかんを問わず一切払戻ししません。契約期間経過前に途中解約した場合も、月割りや日割り計算による払戻しは行いません。

※MSP 利用料は 2020 年 12 月 10 日現在の価格であり、予告なく変更される場合があります。

(注 1) マイカーサーチ Plus とは、T-Connect エントリーまたは T-Connect スタンダードの契約者が、有料オプションサービスとして MSP を利用する場合をいいます。

(注 2) マイカーSecurity とは、T-Connect DCM パッケージ、T-Connect DCM 単体または T-Connect for CROWN の契約者が、有料オプションサービスとして MSP 利用契約の申込みをしなくても、MSP 利用規約が適用されて MSP を利用できる場合をいいます。

(注 3) 情報通信端末を使用した場合、MSP の利用にかかる通信料および通話料は MSP 契約者の負担とします。

(注 4) 年払いにおける契約期間は、MSP 契約日から MSP 契約日の属する月を初月とした 12 ヶ月目の末日までの期間をいいます。なお、年払いを選択した場合の MSP 利用契約は 1 年ごとに自動的に継続されます。

(注 5) 月払いにおける契約期間は、MSP 利用契約の契約日から同月末日までの期間をいいます。なお、月払いを選択した場合の MSP 利用契約は 1 ヶ月ごとに自動的に継続されます。また、契約日が月の途中であっても、MSP 利用料の日割り計算は行いません。

(2) 支払方法

支払方法	支払区分	課金方式
クレジットカード	年払い	都度課金(※)
	月払い	
預金口座振替	年払い	都度課金(※)
指定口座振込	年払い	都度課金(※)

※預金口座振替および指定口座振込による支払いは、月払いの選択ができません。また、MSP 契約者が T-Connect エントリーまたは T-Connect スタンダードの契約者に対して、T-Connect 利用規約に基

づき提供されるサービス（以下「基本サービス」といいます。）の支払区分について月払いを選択しているときは、MSP利用料の支払区分についても月払いとなります。

※T-Connect エントリーまたは T-Connect スタンダードの場合、基本サービスまたは有料オプションサービスのうち、一契約でも月払いを選択されるときは、他の全ての支払いもクレジットカードによる支払いとなります。

※預金口座振替による支払いの場合、TC は MSP 契約者に事前の案内（請求書または利用明細の送付等）を行わないものとし、MSP 契約者はこれを承諾します。また、当月の引落しにかかる利用料金の合計が 2,000 円未満の場合は、別途 110 円（税込み）の手数料を請求します。

(3) 消費税

上記（1）（2）に記載する各料金には、消費税が含まれます（内税表記）。

なお、消費税率が税法の改定により変動した時は、変動後の税率に各料金が自動改定されるものとします。